

仕 様 書

1 業務名

中央図書館・埋蔵文化財センター駐車場除排雪業務

2 目的

中央図書館・埋蔵文化財センター駐車場除排雪を行い利用者の安全等を確保すること。

3 対象

札幌市中央図書館・埋蔵文化財センター駐車場（札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1-1）

4 履行期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 業務概要

(1) 作業箇所及び面積

別添図面のとおり（面積 2,153 m²）

(2) 作業数量（1 シーズン予定）

ア 新雪除雪回数 16 回

イ 運搬排雪量 1,327 m³

(3) 作業内容

ア 新雪除雪業務

(ア) 作業はタイヤショベルの使用により行うものとする。

縁石付近など機械で除雪しきれない部分があれば手作業を行うものとする。

(イ) 作業は、土・日・祝日を含む毎日、午前 5 時 30 分までに 10cm 以上の降雪があった場合、または、10cm に満たない降雪であっても吹き溜まりなどが発生し、除雪作業が必要とされる場合、その他委託者が必要と認めた場合にこれを実施する。実施にあたっては、全て委託者又は委託者の代理人（常駐警備会社の警備員等）からの連絡・指示に従って行うこと。

(ウ) 作業は、原則として午前 8 時 30 分までに完了すること。

(エ) 除雪した雪の集積は、委託者が指定した場所に行うものとする。

(オ) 集積場所にある隣地公園との境界標（車止め）を破損しないよう十分注意すること。

イ 運搬排雪業務

(ア) 作業はタイヤショベル、ロータリー除雪車、ダンプトラック等を使って行うものとする。

(イ) 排雪作業時には集積場所の境界標（車止め）を破損しないよう十分注意すること。

(ウ) 作業の実施時期等は委託者と協議のうえ決定し、札幌市指定の雪堆積場に運搬するものとする。

6 設計の変更

上記5の(2)の回数等は予定のものであり、業務履行の実績に応じて設計を変更することとする。

7 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため監督者を定め、監督者が不在または事故あるときの補助者として監督補助者を若干名選出し、氏名等を委託者に連絡すること。

8 作業の報告

受託者は除雪作業終了後、中央図書館の常駐警備員に完了を報告し、確認を受けること。また、その都度「作業報告書」を委託者に提出すること。各月の完了届の提出の際は、作業内訳書を添付すること。3月分の完了届は3月31日までに提出すること。

9 事故防止等

- (1) 受託者は関係法令の遵守はもちろんのこと、日頃から安全作業管理体制を整えて事故防止に万全を期すること。
- (2) 除排雪作業時には誘導員等を配置し、十分な安全確保をすること。
- (3) 作業の実施にあたっては、事故防止のために十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。
- (4) 業務遂行をするために必要な機材・器具等は、一切受託者が負担すること。
- (5) 業務遂行により、庁舎設備、アスファルト、境界石、境界標等に損害を与えた場合は、受託者の責任において現状復帰するものとする。

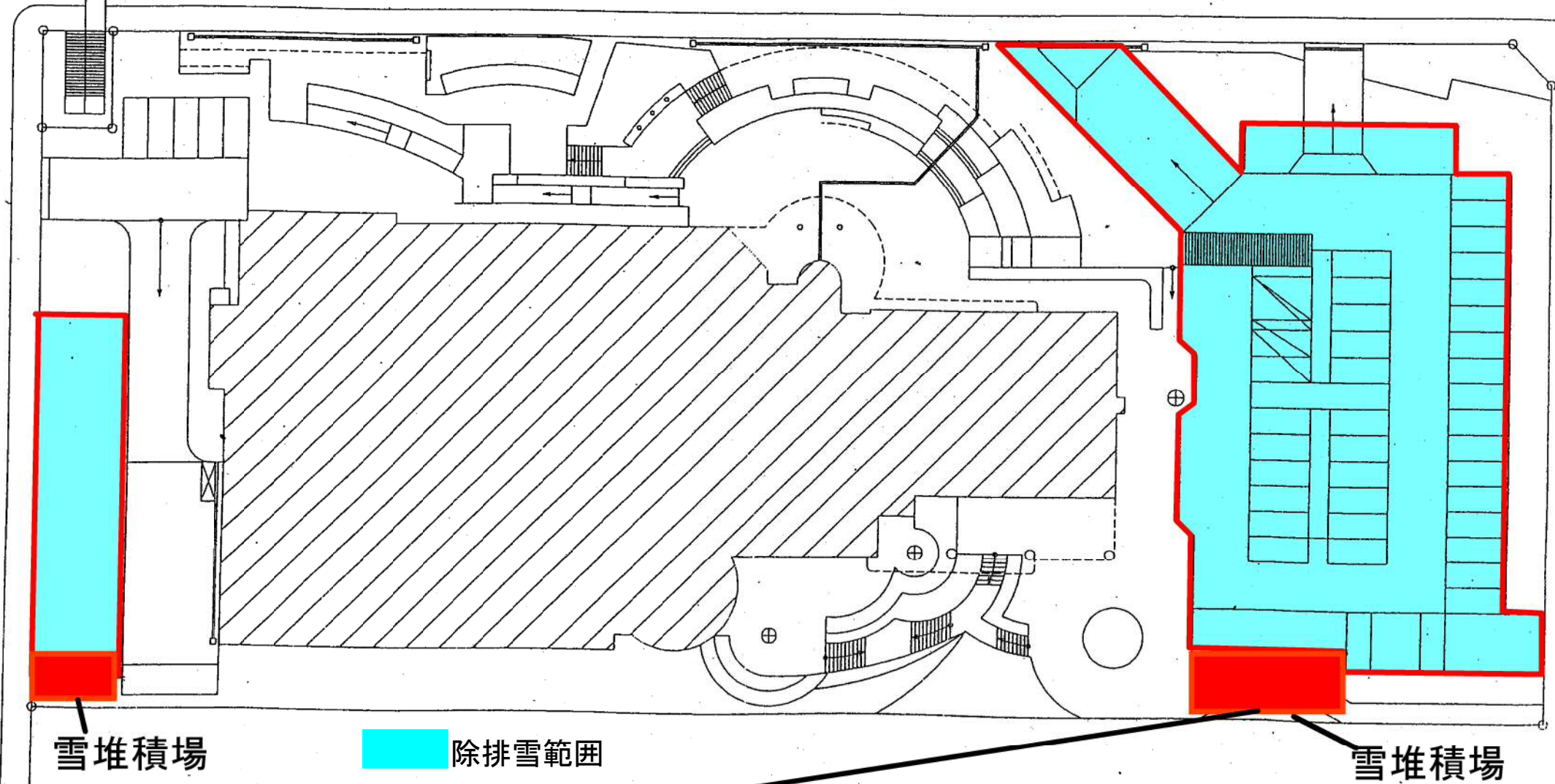
10 身分証明書の携帯

受託者は、作業従事者に身分証明書を交付し、常時携帯させること。

11 その他

受託者は業務の遂行にあたり、委託者との連携を密にするとともに、この仕様書に定めのない事項については双方協議のうえ実施すること。また、本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ環境負荷の低減に努めること。

- (1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- (2) 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ア 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ウ 不要な荷物、道具類は積まないこと。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - イ 長時間駐停車している時は、エンジンを止めること。
 - ウ 必要以上の暖機運転および暖房のためのアイドリングを自粛すること。



隣地公園と堆積場所との間に円柱の境界標（車止め）がある。
積雪前に現場を確認し、積雪状態でも境界標（車止め）の位置がわかるように
ポールなどの目印等を設置し破損防止をすること。